

氷川中久保田敬子さん(宮園)が『八代・水俣地区宅建業税務協議会会長賞』を受賞

日常体験したことや、学校で学んだ「税」に関することを題材にした、平成24年度中学生の税についての作文(納税貯蓄組合連合会・国税庁主催)で、氷川中学校3年生の久保田敬子さん(宮園)が入賞されましたので、ご紹介します。

助け合いから生まれるもの
氷川中学校3年 久保田 敬子

「税。」私はその言葉をすっかり考えたことはない。しかし、私はつい最近、税の重みを感じることができた。

7月に入り、大雨が降る日が多くなった。その中で今年7月12日に阿蘇で豪雨災害がおきた。私にとって初めて身近でおきた災害だった。テレビで見ると映像は家が浸水した所や川が氾濫している所ばかりだった。行方不明者や亡くなった人も多数で、気持ち暗くなりつつあった。

しかし、復興する動きが始まった。町の人たち、自衛隊の人たち、そして、高校生までもが復興の手伝いにたずさわり、みんなが一つになつていった。

しかし、個人で復興したりするのは限界があった。

私は先生から、こんな話を聞いた。阿蘇中の一人の子どもは阿蘇の豪雨災害があるまで電車で塾に通っていたが豪雨災害がおきたため、バスで通うこと

になって、とても不便になったという話だった。ほかにも、阿蘇中の給食室など、色々な場所に浸水したという話も聞いた。給食室にあった機械なども浸水して壊れてしまっている。その機械を直すには町の人たちだけの力では当然無理がある。だからこそこういう所で税が使われている。ほかにも、道路整備や学校建設などにも使われている。今回の阿蘇の豪雨で壊れたものなどを直す時にも、もちろん使われ、町の人たちを助けた大切なものの一つが税金なのではないだろうか。

阿蘇の豪雨災害で感じるこののできた税の重み。税は私たち一人一人の暮らしを守り、そして、快適にするための大切なお金だということ。そして、その税は私たち一人一人が納めている。例えば、私たちが買い物をした時についてくる消費税も税の一つである。ほかにも、外食をした時、車を買った時などにも、税がついており、一人一人が税と関わっている。そして、これから先も関わり続けていく。この世の中には税によってつくられたものがたくさんある。

これから先、税に関わっていく私だが、これから何を考えるべきなのだろうか。私は、税の使いみちや役割などを考え関心を持ち続けていくことだと思ふ。「税。」私はこの言葉に関心を持ち、生活していきたい。

秋の氷川町を快步

「道の駅」竜北ウォーキング2012

11月4日、竜北公園をスタート・ゴールとする「道の駅」竜北ウォーキング2012が行われ、県内外より約300人が参加しました。

3回目となる今回は、15.3キロコースに加え、ファミリー向けの6.5キロコースを新設。参加者らは、野津古墳群や立神峡、鮮やかに色づいたみかんや色づき始めた晩白柚などを眺めながら、秋の氷川町を満喫していました。



▲歴史を感じる野津古墳群



▲気合を入れてスタート



▲晩白柚をバックに



▲雄大な立神峡

個人住民税は事業者による徴収と納入が必要ですが

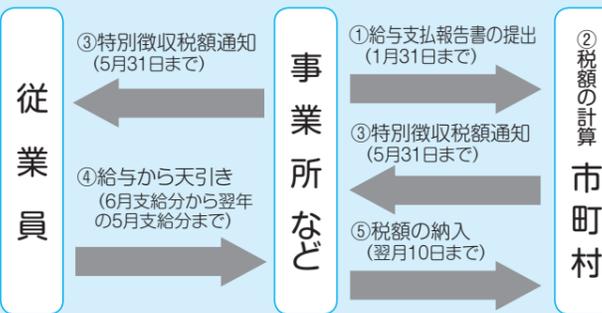
特別徴収事業者への完全指定を実施します

事業主の皆さまへ

事業所などに勤務されている人の個人住民税(町民税+県民税)は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまに徴収(天引き)していただき、氷川町に納入していただくことが必要です。※地方税法、氷川町税条例で定められています。



個人住民税の特別徴収制度の概要



個人住民税Q&A

Q どのような場合に特別徴収をしますのですか?

A 所得税の源泉徴収を行う事業主は、原則として個人住民税の特別徴収を行っていただく必要があります。また、従業員が、前年度中に給与の支払いを受けた者であり、かつ年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている場合は、原則として、事業主が従業員の住民税を徴収し、課税した市町村に納入していただくこととなります(アルバイトなどでもこの要件に該当する場合は、特別徴収の対象となります)。

Q 特別徴収のメリットは?

A 所得税と違い、町が税額を計算し、通知しますので、事業主には計算の煩わしさがありません。また、従業員は、納税の手間が省け、納め忘れがなくなります。

※なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を2回とする制度もあります。

【お問い合わせ先】
税務課 住民税係 ☎52-5853(直通)

農業委員会だより

選挙人名簿を作成します

町選挙管理委員会では、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を作成します。次に当てはまる人は、申請をお願いします。

○申請が必要な人

平成5年4月1日以前に生まれた人で、平成25年1月1日現在、町内に住民票を有しており、次の①または②の条件を満たす人。

①10㎡以上の農業経営者またはその配偶者および同居の親族で年間60日以上農業に従事している人。

②農業生産法人の社員・従業員で年間60日以上農業に従事している人。申請書は12月下旬より、区長を通じて各農家に配布します。なお、新規登録される場合は、区長・農業委員会事務局または選挙管理委員会事務局より、申請書を受け取ってください。提出期限は、1月10日(休)までとなり

ます。区長を通じて農業委員会事務局へ提出してください。

・この申請書の記入事項はすべて平成25年1月1日現在の状況を記入してください。

・住所、氏名、印鑑、電話番号を忘れずに記入してください。

・耕作面積は、世帯で実際に耕作している農地の合計を記入してください。その農地の面積が、農家基本台帳に登録されている場合は、その面積により、農家基本台帳に登録されていない場合は、農業委員会にお尋ねいただき、農業委員会の定める面積によって記入してください。

※農耕の業務を営んでいても、選挙人名簿に登録されていないと投票もリコールもできなくなってしまうので、申請漏れのないようご注意ください。

平成23年 氷川町賃借料情報

平成23年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。借入農地の賃借料支払いを年末に設定されている人が多くいらっしゃいますので、再度、賃借料情報をお知らせいたします。

【田の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	17,505円	139

【畑(普通畑)の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	7,153円	2

【畑(樹園地)の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	33,000円	12

※賃借料は、果樹の成木込みの金額。
※データ数は、集計に用いた筆数である。

【お問い合わせ先】
氷川町農業委員会 ☎52-5861(直通)